

	件名【内容】	議決結果等	
議案第 88 号	令和4年度佐野市水道事業会計補正予算(第1号)【収益的収入の予定額に4,503千円を追加、収益的支出の予定額に42,626千円を追加、資本的支出の予定額から3,288千円を減額、職員給与費の予定額から10,557千円を減額】	原案可決	賛成全員
議案第 89 号	令和4年度佐野市下水道事業会計補正予算(第1号)【収益的収入の予定額に2,906千円を追加、収益的支出の予定額に15,941千円を追加、資本的支出の予定額に1,591千円を追加、職員給与費の予定額から16,602千円を減額】	原案可決	賛成全員
議案第 90 号	令和4年度佐野市一般会計補正予算(第10号)【歳入歳出予算の総額にそれぞれ93,095千円を追加、繰越明許費の補正】	原案可決	賛成全員
陳情第 2 号	民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情【下記に記載】	不採択	賛成なし

※議案第82号の表決において、横田 誠 議員が欠席しました。



議案等を
市議会ホームページで公開しています

こちらから
ご覧になれます



陳 情 の 審 議 結 果

陳情第2号

民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、 請願権等を守るための陳情

▼陳情人

個人情報のため非公開

▼陳情の要旨

現在、マスコミ等で政治家に対し、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を断つよう求める論調が繰り返され、令和4年9月には富山市議会において「特定の宗教団体及びその関連団体との関係を一切断つ」という決議がなされ、同様の決議案が複数の地方議会に提起されている。しかし、全ての住民に対して中立・公平たるべき地方公共団体の機関である首長や議会が特定の宗教及びその関連団体との関係を遮断することは、思想・良心の自由、信教の自由に対する侵害となることはもちろん、請願権の侵害となり、法の下の平等に違反することになる。これらの基本的人権は、いずれも民主主義の根幹と立憲主義の基盤を形成するものであり、地方公共団体の機関である議会がこれらを侵害することは、わが国の民主主義と立憲主義を危うくするものである。かかる見地に立ち、次のとおり陳情する。

- (1) 貴自治体及び貴議会において特定の宗教法人及びその関連団体(ただし、反社会的団体との法的根拠がある団体を除く。)との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないこと。
- (2) 貴自治体及び貴議会において議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査・質問したりしないこと。

▼審議結果

総務常任委員会に付託され、賛成なしで不採択となりました。本会議においても、賛成なしで不採択となりました。



▲全文は、こちらから
ご覧になれます。